

3 砂利採取法に基づく認可制度

●担当課
環境政策課
企画調整・環境影響評価担当
(電話048-830-3039)

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務 ①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

- | | |
|---------|---|
| 目的 | 砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。 |
| 制度概要 | 砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務 |
| | ①砂利採取業者の登録
②砂利採取業者の登録変更
③砂利採取計画の認可
④砂利採取計画の変更認可
⑤災害防止対策指導
⑥砂利採取業務主任者試験の実施
⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可 |
| ●事業主体 | 砂利採取業者 |
| ●根拠法令等 | 砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条 |
| ●創設年度 | 昭和４３年度 |
| ●制度の留意点 | 1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。
2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。 |

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録 ②砂利採取業者の登録変更 ③砂利採取計画の認可 ④砂利採取計画の変更認可 ⑤災害防止対策指導 ⑥砂利採取業務主任者試験の実施 ⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。 2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

目的	砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。
制度概要	砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）施行事務
	①砂利採取業者の登録
	②砂利採取業者の登録変更
	③砂利採取計画の認可
	④砂利採取計画の変更認可
	⑤災害防止対策指導
	⑥砂利採取業務主任者試験の実施
	⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可
●事業主体	砂利採取業者
●根拠法令等	砂利採取法第３条、第９条、第１５条、第１６条、第２０条
●創設年度	昭和４３年度
●制度の留意点	1　さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。
	2　農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

砂利採取計画認可申請事務の流れ(農地の場合)

